

【処遇改善加算の届出について】

	新規指定の事業者	前年度から引き継ぎする事業者	年度途中より新たに加算を算定する事業者	法人の吸収合併	就業規則等の改正に関する内容に該当する	（既に法人として届け出ている事業者） ※事業所数の増減	キャンセル する適入 関係の 変更	介護福祉士の配置要件の （適入状況の 変更）	【別紙様式第1号】 介護改善計画書 の見込額 の平均値 の 変更	変更対象
提出期限等	指定日から算定 ⇒指定日から算定	毎年2月末日まで （必済） ⇒翌年4月1日から算定	加算を算定する月の 前々月の末日まで （必済） ⇒翌々月から算定	事業所発生日まで	事業所発生日まで	原則、加算を算定する月の前々月の末日まで 既に計画を提出している事業所は、 事前にお願い合わせください。 ※事件を満たさなかった場合は、 速やかに変更届を提出してください				
変更届 （別紙様式第1号）				○	○	○	○	○	○	
■介護職員処遇改善計画書 【別紙様式2-1計画書・総括表】	○	○	○						○	
■介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別図表） 【別紙様式2-2図表・処遇】	○	○	○						○	
■介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別図表） 【別紙様式2-3図表・特定】	○※1	○※1	○※1					○※1	○	
□介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	○※2	○						○	
□介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○	○※2	○						○	
当該事業所発生前までの加算使用実績及び残額並びに 承継後の加算の取扱いに関する内容（任意様式）				○						

※1 介護職員処遇改善加算のみの算定の場合は不要  
 ※2 前回届けた内容と変更がなければ不要  
 ※3 事業所の減少の場合は不要

【注意】令和4年度の届出については、令和4年4月15日までに（必済）の届出 ⇒ 令和4年4月1日から算定可能  
 期限を過ぎた場合は令和4年6月からの算定となります。

令和4年3月作成